

# 第28期定時株主総会 電子提供措置事項のうち書面交付請求による 交付書面に記載しない事項

## 【事業報告】

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

## 【連結計算書類】

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

## 【計算書類】

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

## アップルインターナショナル株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年12月31日現在）

該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況

2016年2月25日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権

新株予約権の総数	2,500個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり27,800円
新株予約権の払込期日	2016年4月25日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株につき 278円
新株予約権の行使期間	2016年3月28日から2026年3月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額	①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。その他の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数を当社役員6名に割り当てた。

(注) 2022年12月31日現在において交付時より新株予約権の数が100個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・権利行使による減少分 100個

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

1. 当社が取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、次のとおりであります。なお、当社は、会社法等の改正施行に伴い、2015年12月25日の取締役会の決議において、「業務の適正を確保するための体制」を改定しております。

### ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員が業務を執行する上で、法令及び定款に適合し、かつ企業としての社会的責任を果たすことを最重要と位置付け、企業理念、経営方針に則り、代表取締役会長兼社長が繰り返しコンプライアンスの重要性を役職員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底いたします。

コンプライアンス担当部署を管理本部とし、全社的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、マニュアル及び関連する法令等を社内にて周知徹底させ、企業倫理の遵守と誠実な企業運営の浸透を図ります。

取締役及び従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに担当部署に報告する体制とし、重大性に応じて取締役会が再発防止策を決定するなど、全社的にその内容を周知徹底いたします。

代表取締役会長兼社長直属の内部監査室は、コンプライアンスの状況を定期的に監査し、代表取締役会長兼社長に報告いたします。

### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、保存及び管理を行います。取締役及び監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整えます。これらの事務については、管理本部長が所管し、運用状況の検証、見直しの経過など定期的に取締役会に報告いたします。

なお、業務を効率的に推進するため、業務システムのIT化を推進いたします。

### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部署の業務に付随するリスク管理は当該部署が行い、全社的なリスク管理については「リスク管理規程」を制定し、管理本部が管理を行います。

内部監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、その結果を代表取締役会長兼社長に報告いたします。

リスクが顕在化し、重大な影響を及ぼすと予想される場合、対応責任者として担当役員を定め、迅速かつ適切な情報伝達と対応が可能な体制を構築いたします。

### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営理念に基づき、この実現に向け中期経営計画及び年度経営計画を策定し、全社的な目標を定めます。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を原則毎月1回開催し、また、必要と認められるときには臨時で適宜開催いたします。取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、職務執行手続きの詳細について定めます。

I T の活用により随時業績状況をデータ化し、取締役会の迅速かつ適切な意思決定に寄与いたします。

⑤当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、原則取締役会及び監査役設置会社とし、子会社における業務の適正性を監視できる体制といたします。子会社に対して当社の内部監査室が直接監査し得る体制とし、内部監査室は直接当社の代表取締役会長兼社長に報告する体制といたします。当社は、当社グループの取締役及び監査役で構成される「内部統制部門定例会議」を定期的に開催し、グループ全体の情報の共有化と監視を行います。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理を行います。

ハ．子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む「関係会社管理規程」を制定いたします。

ニ．子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社が制定する企業理念、経営方針に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努めます。当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社グループ共通の内部通報窓口（社外監査役）を設置いたします。

⑥監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項並びにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役のため、必要に応じて特定の従業員を監査役の職務補助に従事させます。

当該従業員は、その職務の遂行に関して取締役の指揮命令は受けないものといたします。

⑦監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

⑧取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行うものいたします。また、子会社の取締役及び従業員は、当社の監査役に対して、当社グループに重大な影響を及ぼす事項が発生するおそれがある、あるいは発生した場合、また、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役がその職務遂行上、報告を受ける必要があると判断した事項について、すみやかに報告、情報提供を行うものいたします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をした当社グループの従業員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び従業員に周知徹底いたします。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、すみやかに処理いたします。

⑪その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めるとともに、監査役職務である取締役会をはじめとする重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、必要に応じて取締役及び従業員の説明を求めるなどの職務が円滑に行える体制を整えます。また、代表取締役会長兼社長及び監査法人とそれぞれ定期的な意見交換会を開催することといたします。

⑫財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に則り、財務報告の信頼性に係る内部統制を整備、運用するとともにその有効性を評価し、財務報告の適正性を確保するための体制を整えております。

⑬反社会的勢力の排除に向けた基本方針

当社は、上場企業としての社会的責任を果たすため、経営の健全性、経営の透明性、経営の迅速性を通じて、株主をはじめステークホルダーから支持される企業風土を構築していくことが重要であると認識しております。

当社は、この社会性ある企業風土を構築するため、反社会的勢力を排除することを全社的な基本方針に掲げております。

また、当社は、反社会的勢力を排除するため、新規取引を開始するにあたっては現地訪問や既存顧客からの風評聴取などを行い、必要に応じて企業信用調査や取引金融機関の海外拠点などを通じて信用調査を行い、万全の体制を整えております。

しかしながら、反社会的勢力が当社に対して接触及び不当要求などを行うことも可能性として考えられ、こうした事態が生じた場合には、管理本部がこれに対応し、必要に応じて顧問弁護士や所轄の警察等の外部専門機関に相談し、適切に処理する体制を整えております。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける業務の適正を確保するための必要な体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### ①コンプライアンスの状況

当社グループのコンプライアンス意識の向上のため、社内にてハラスメントやインサイダー取引等の法令や社会的規範に関する教育を行い、周知の徹底を行いました。また、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、早期解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、内部通報制度を導入し、全役職員に周知及び啓蒙活動を行っております。

### ②取締役の職務執行

定時取締役会を10回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。

### ③監査役の職務執行

監査役会を11回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。

④グループ経営会議を2回開催し、連結ベースの中期経営計画を当社グループ全体で共有するとともに、各子会社より重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。

### ⑤内部監査の実施について

内部監査室にて、内部監査計画を定め、内部監査を実施し、その結果を代表取締役会長兼社長及び監査役に報告しております。

## 連結株主資本等変動計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,323,845	367,879	1,687,127	-	6,378,852
会計方針の変更による 累積的影響額			△1,007		△1,007
会計方針の変更を 反映した当期首残高	4,323,845	367,879	1,686,119	-	6,377,844
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△69,257		△69,257
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,330,750		1,330,750
自己株式の取得				△200,021	△200,021
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,261,493	△200,021	1,061,472
当 期 末 残 高	4,323,845	367,879	2,947,613	△200,021	7,439,317

  

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	為替換算調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	23,044	23,044	576	435,155	6,837,627
会計方針の変更による 累積的影響額					△1,007
会計方針の変更を 反映した当期首残高	23,044	23,044	576	435,155	6,836,619
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△69,257
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,330,750
自己株式の取得					△200,021
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	4,463	4,463	-	47,687	52,150
当 期 変 動 額 合 計	4,463	4,463	-	47,687	1,113,623
当 期 末 残 高	27,507	27,507	576	482,842	7,950,243

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

- ・アップルオートネットワーク株式会社
- ・カーコンサルタントメイブル株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

- ・有限会社ホンダショップヒナガ

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

- ・北京泰智諮詢有限公司
- ・北京艾普旧車経営有限公司
- ・Apple Auto Auction (Thailand) Company Limited

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 3社

主要な会社等の名称

- ・APPLE HEV INTERNATIONAL Pte. Ltd.
- ・APPLE INTERNATIONAL (THAILAND) Co., Ltd.
- ・有限会社ホンダショップヒナガ

なお、前連結会計年度において関連会社であったApple AutonetWORK (NZ) Co., Ltd.

は、当連結会計年度において清算を結了したため、関連会社から除外しております。

持分法を適用しない理由

各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。



- (3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項  
該当事項はありません。
- (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- (5) 会計方針に関する事項
- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
- (イ) 有価証券  
その他有価証券  
市場価格のない株式等……移動平均法による原価法を採用しております。
- (ロ) デリバティブ  
時価によっております。
- (ハ) 棚卸資産  
商品及び製品……個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。  
原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- (イ) 有形固定資産（リース資産を除く）  
2007年3月31日以前に取得したもの  
旧定率法を採用しております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法によっております。  
2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの  
定率法を採用しております。  
ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。  
2016年4月1日以降に取得したもの  
定率法を採用しております。  
ただし、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については定額法によっております。
- (ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）  
定額法を採用しております。

(ハ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) 輸出取引事業

輸出取引事業においては、中古乗用車等を主にタイ、マレーシア及びシンガポールなどの東南アジア諸国へ輸出しております。乗用車の販売は一時点で充足される履行義務であり、船積み時点で顧客に商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、船積み時点で収益を認識しておりますが、一部の輸出取引においては、販売代金の受領確認後引き渡しの事実を確認した時点で収益を認識しております。

輸出取引事業においては、当社グループが当事者として取引を行っているため、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素を含んでおりません。

(ロ) 国内取引事業

国内取引事業は、直営店及びオークションでの中古乗用車等の買取及び業者間販売を行う国内業販取引事業、及び直営店での一般消費者向け販売を行う国内小売取引事業を運営しております。いずれも輸出取引事業と同様、乗用車の販売は一時点で充足される履行義務であります。

このうち、直営店での業販取引及び小売取引においては、引渡し（名義書き換えを含む）時点で顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、引渡し（名義書き換えを含む）時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転された時までの期間が通

常の期間である場合には、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、オークションによる業販取引においては、オークションでの落札時点で顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、オークションでの落札時点で収益を認識しております。

国内取引事業においては、当社グループが当事者として取引を行っている場合は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりますが、業販取引の一部について、当社グループが第三者のために代理人として関与している取引があり、当該取引については純額で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素を含んでおりません。

#### (ハ) フランチャイズ事業

フランチャイズ（以下、「FC」という。）事業では、FC加盟店に対する販売促進やシステム導入支援、価格査定情報の提供などの各種サポートサービスを提供しております。このうち、FCオーナーから受領するロイヤリティ収入やサポート収入については、FC加盟店への経営に関する指導、ノウハウや各種情報の提供等を契約期間にわたって行うことにより顧客であるFCオーナーが便益を享受し履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらサービスの提供等において、当社グループが主たる当事者として取引を行っている場合は顧客から受け取る対価の総額で、代理人として取引に関与している場合は純額で収益を認識しております。

取引の対価は、サービスの提供後、概ね1ヶ月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素を含んでおりません。

#### ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

#### ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### (イ) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定給付型の退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。

退職一時金制度については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費  
支出時に全額費用処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から、当該商品又は製品の支配が顧客へ移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

### (輸出取引)

一部の輸出取引について、従前の船積み時点から、販売代金の受領確認後引き渡しの事実を確認した時点で収益を認識する方法に変更しております。

### (国内業販取引)

一部の国内業販取引について、従前の契約時点から出荷・引き渡し時点で収益を認識する方法に変更しております。

### (代理人取引)

物品の販売、サービスの提供等において、当社グループが主たる当事者として取引を行っている場合は収益を総額で、代理人として取引を行っている場合は収益を純額で認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。

この結果、代理人取引に該当する取引に係る収益認識方法の変更により、当連結会計年度の売上高は999,042千円減少し、売上原価も同額減少しておりますが、売上総利益以下の損益に与える影響はありません。また、輸出取引及び国内業販取引に係る変更に関しては、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は1,007千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

### 3. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、日本国内のみならず海外においても経済や企業活動に影響を与え、今後の完全な収束時期を予想することは困難な状況にあります。当社グループの業績に与える影響につきましては、一時的な影響はあるものの徐々に持ち直すと仮定し、会計上の見積りを行っております。

なお、当該見積りは現時点での入手可能な情報によるものでありますが、今後の状況の推移により、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	4,703,722千円
--------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、商品及び製品を、個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。商品及び製品の評価にあたっては、定期的に滞留等の有無を検討し、該当する場合には正味売却価額で評価しております。

また、正味売却価額の見積りに関しては、過去の実績や評価時点で入手可能な情報等を基に、合理的と考えられる様々な要因を考慮した上で、一定の仮定を置いて判断しております。

上記の仮定は経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、市場環境が予測より悪化すること等により、正味売却価額の下落が生じた場合は、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 412,140千円

(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	86,098千円
土地	535,666千円
合計	621,764千円

② 担保に係る債務

長期借入金

(1年内返済予定を含む)	319,636千円
合計	319,636千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は497,500千円であります。

(3) 財務制限条項

① 当連結会計年度の長期借入金のうち、108,302千円(1年内返済予定を含む)には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

- (イ) 各年度の決算期における連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。
- (ロ) 各年度の決算期末日における連結貸借対照表上に示される純資産の部の金額を直前の決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- (ハ) 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を2.5ヶ月以下に維持すること。

② 当連結会計年度の長期借入金のうち、123,318千円(1年内返済予定を含む)には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

- (イ) 各年度の決算期末日における連結貸借対照表上に示される純資産の部の金額が、当該決算期の直前決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。
- (ロ) 各年度の決算期における連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。

③ 当連結会計年度の長期借入金のうち、374,900千円(1年内返済予定を含む)には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

- (イ) 各決算期において、連結貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年12月決算期または、直前決算期の連結貸借対照表の純資産の部の金額のうち大きい金額の75%以上に維持すること。

- (ロ) 各決算期において、連結損益計算書上の経常損益について、2期連続して損失とならないこと。
- (ハ) 各決算期において、単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を2.5ヶ月以下に維持すること。
- ④ 当連結会計年度の長期借入金のうち、379,999千円（1年内返済予定を含む）には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。
- (イ) 各年度の決算期における連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。
- (ロ) 各年度の決算期末日における連結貸借対照表上に示される純資産の部の金額を直前の決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- (ハ) 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を2.5ヶ月以下に維持すること。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	13,851,400	—	—	13,851,400

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	—	930,276	—	930,276

(注) 普通株式の自己株式数の増加930,276株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加930,200株、単元未満株式の買取りによる増加76株であります。

### (3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	69,257	5	2021年12月31日	2022年3月28日

(4) 当連結会計年度末以降に行う剰余金の配当に関する事項

2023年3月24日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 64,605千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 5円
- ④基準日 2022年12月31日
- ⑤効力発生日 2023年3月27日

(5) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	2016年新株予約権	普通株式	240,000	—	—	240,000	576
合 計	—	—	240,000	—	—	240,000	576

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、また資金調達については銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

売掛金、未収入金及び貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引や設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは資金繰計画表を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については内規に基づき実施しており、またデリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するため信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。



③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 長期貸付金	667,402		
貸倒引当金(※3)	△110,264		
	557,138	557,138	—
(2) 長期営業債権	528,436		
貸倒引当金(※3)	△509,849		
	18,586	18,586	—
(3) 長期滞留債権	477,425		
貸倒引当金(※3)	△391,572		
	85,853	85,853	—
資産計	661,577	661,577	—
(4) 長期借入金			
(1年内返済予定を含む)	3,320,953	3,320,060	△892
負債計	3,320,953	3,320,060	△892
(5) デリバティブ取引(※4)	(97)	(97)	—

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」、「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表に記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	800,460

(※3) 長期貸付金、長期営業債権、長期滞留債権に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
金利関連	—	97	—	97
負債計	—	97	—	97

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	—	557,138	557,138
長期営業債権	—	—	18,586	18,586
長期滞留債権	—	—	85,853	85,853
資産計	—	—	661,577	661,577
長期借入金	—	3,320,060	—	3,320,060
負債計	—	3,320,060	—	3,320,060

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から指示された価格に基づいて算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期貸付金、長期営業債権、長期滞留債権

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

変動金利による長期借入金につきましては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利による長期借入金につきましては、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの事業は、自動車販売関連事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を取引形態別に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	車両売上	オークション 売上	F C 売上	その他売上	合計
一時点で移転される財	22,851,484	5,329,811	341,573	80,988	28,603,858
一定の期間にわたり移転される財	—	—	616,454	—	616,454
顧客との契約から生じる収益	22,851,484	5,329,811	958,027	80,988	29,220,312
その他の収益	—	—	—	2,272	2,272
外部顧客への売上高	22,851,484	5,329,811	958,027	83,261	29,222,584

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (5) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	5,264,948
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	3,830,254
契約負債(期首残高)	678,803
契約負債(期末残高)	256,943

契約負債は、主に輸出取引事業及び国内取引事業における中古乗用車等の販売契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、655,708千円であります。また、契約負債が421,860千円減少した主な理由は、収益の認識による減少が、前受金の受け取りによる増加を上回ったことによるものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報は開示しておりません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額         | 577円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益        | 99円31銭  |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | —       |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

( 2022年1月1日から  
2022年12月31日まで )

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	4,323,845	367,879	367,879	23,530	329,278	352,809
会計方針の変更による 累積的影響額					△569	△569
会計方針の変更を 反映した当期首残高	4,323,845	367,879	367,879	23,530	328,709	352,239
当期変動額						
剰余金の配当				6,925	△76,182	△69,257
当期純利益					1,096,667	1,096,667
自己株式の取得 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	6,925	1,020,484	1,027,410
当期末残高	4,323,845	367,879	367,879	30,456	1,349,193	1,379,649

  

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	—	5,044,534	576	5,045,110
会計方針の変更による 累積的影響額		△569		△569
会計方針の変更を 反映した当期首残高	—	5,043,964	576	5,044,540
当期変動額				
剰余金の配当		△69,257		△69,257
当期純利益		1,096,667		1,096,667
自己株式の取得 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△200,021	△200,021		△200,021
当期変動額合計	△200,021	827,389	—	827,389
当期末残高	△200,021	5,871,353	576	5,871,929

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② デリバティブ

時価によっております。

##### ③ 棚卸資産

商品及び製品……個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品…最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法によっております。

2007年4月1日から2016年3月31日までに取得したもの

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

2016年4月1日以降に取得したもの

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～22年
構築物	10年～45年
機械及び装置	15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 輸出取引事業

輸出取引事業においては、中古乗用車等を主にタイ、マレーシア及びシンガポールなどの東南アジア諸国へ輸出しております。乗用車の販売は一時点で充足される履行義務であり、船積み時点で顧客に商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、船積み時点で収益を認識しておりますが、一部の輸出取引においては、販売代金の受領確認後引き渡しの事実を確認した時点で収益を認識しております。

輸出取引事業においては、当社が当事者として取引を行っているため、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素を含んでおりません。

② 国内取引事業

国内取引事業は、直営店及びオークションでの中古乗用車等の買取及び業者間販売を行う国内業販取引事業、及び直営店での一般消費者向け販売を行う国内小売取引事業を運営しております。いずれも輸出取引事業と同様、乗用車の販売は一時点で充足される履行義

務であります。

このうち、直営店での業販取引及び小売取引においては、引渡し（名義書き換えを含む）時点で顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、引渡し（名義書き換えを含む）時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売において、出荷時点から当該商品の支配が顧客に移転された時までの期間が通常の間である場合には、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

また、オークションによる業販取引においては、オークションでの落札時点で顧客に当該商品に対する支配が移転し履行義務が充足されることから、オークションでの落札時点で収益を認識しております。

国内取引事業においては、当社が当事者として取引を行っている場合は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりますが、業販取引の一部について、当社が第三者のために代理人として関与している取引があり、当該取引については純額で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素を含んでおりません。

#### (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費及び新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から、当該商品又は製品の支配が顧客へ移転される時までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

これによる主な変更点は以下のとおりです。

(輸出取引)

一部の輸出取引について、従前の船積み時点から、販売代金の受領確認後引き渡しの事実を確認した時点で収益を認識する方法に変更しております。

(国内業販取引)

一部の国内業販取引について、従前の契約時点から出荷・引き渡し時点で収益を認識す



る方法に変更しております。

(代理人取引)

物品の販売、サービスの提供等において、当社が主たる当事者として取引を行っている場合は収益を総額で、代理人として取引を行っている場合は収益を純額で認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

この結果、代理人取引に該当する取引に係る収益認識方法の変更に関しては、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、輸出取引及び国内販取引に係る変更に関しては、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は569千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

### 3. 追加情報

連結注記表(追加情報)に記載しているため、注記を省略しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(棚卸資産の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	3,929,524千円
--------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記(棚卸資産の評価)」に記載した内容と同一であります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	27,145千円
(2) 関係会社に対する長期金銭債権	568,096千円
(3) 関係会社に対する短期金銭債務	28,242千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	146,678千円
(5) 担保に供している資産及び担保に係る債務	

### ① 担保に供している資産

建物	62,199千円
構築物	23,899千円
土地	535,666千円
合 計	621,764千円

### ② 担保に係る債務

長期借入金	
(1年内返済予定を含む)	319,636千円
合 計	319,636千円

当該資産の根抵当権に係る極度額は497,500千円であります。

## (6) 財務制限条項

① 当事業年度の長期借入金のうち、108,302千円（1年内返済予定を含む）には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

(イ) 各年度の決算期における連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。

(ロ) 各年度の決算期末日における連結貸借対照表上に示される純資産の部の金額を直前の決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(ハ) 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を2.5ヶ月以下に維持すること。

② 当事業年度の長期借入金のうち、123,318千円（1年内返済予定を含む）には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。

(イ) 各年度の決算期末日における連結貸借対照表上に示される純資産の部の金額が、当該決算期の直前決算期の末日における連結貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上を維持すること。

(ロ) 各年度の決算期における連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。

- ③ 当事業年度の長期借入金のうち、374,900千円（1年内返済予定を含む）には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。
- (イ) 各決算期において、連結貸借対照表上の純資産の部の金額を2020年12月決算期または、直前決算期の連結貸借対照表の純資産の部の金額のうち大きい金額の75%以上に維持すること。
- (ロ) 各決算期において、連結損益計算書上の経常損益について、2期連続して損失とならないこと。
- (ハ) 各決算期において、単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を2.5ヶ月以下に維持すること。
- ④ 当事業年度の長期借入金のうち、379,999千円（1年内返済予定を含む）には、借入先との相対による金銭消費貸借契約を締結しており、財務制限条項が付されております。
- (イ) 各年度の決算期における連結損益計算書で示される経常損益が2期連続して損失にならないこと。
- (ロ) 各年度の決算期末日における連結貸借対照表上に示される純資産の部の金額を直前の決算期末日における貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。
- (ハ) 各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における棚卸資産回転期間を2.5ヶ月以下に維持すること。

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	280,413千円
仕入高	108,254千円
その他の営業取引	4,012千円
営業取引以外の取引高	130,814千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	—	930,276	—	930,276

(注) 普通株式の自己株式数の増加930,276株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加930,200株、単元未満株式の買取りによる増加76株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		(単位：千円)
未払事業税		17,098
繰越欠損金		1,086,723
貸倒引当金及び貸倒損失		393,674
退職給付引当金		1,138
商品評価損		5,831
関係会社株式評価損		7,060
土地減損損失		14,189
その他		6,573
繰延税金資産小計		1,532,289
評価性引当額		△1,515,142
繰延税金資産合計		17,146
繰延税金負債		
資産除去債務		△1,714
繰延税金負債合計		△1,714
繰延税金資産の純額		15,432

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の 所有 (被所有) (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	Apple Auto Auction (Thailand) Company Limited	直接34.4	役員の兼任	受取配当金	88,350	—	—
関連会社	APPLE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., LTD.	直接19.6	役員の兼務	資金の貸付	—	短期貸付金	9,585
				利息の受取	—	長期貸付金	531,739
						未收利息	5,583

- (注) 1. 上記の取引金額には為替差損益が含まれておらず、期末残高には為替差損益が含まれております。
2. 配当金の受取については、関連会社の利益剰余金及び保有現金等の状況を勘案し、両社協議の上、関連会社の株主総会等で決定された金額によっております。
3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

**10. 収益認識に関する注記**

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記（５）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

（１）1株当たり純資産額	454円40銭
（２）1株当たり当期純利益	81円84銭
（３）潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。